

岩手県告示第 1116 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 12 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 395 号
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字上箆第 28 地割 125 番 1 地先から 20 番 8 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 12 月 12 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 12 月 12 日から平成 19 年 1 月 12 日まで